

ニュージーランド産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（平成17年12月16日 17消安第8604号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>1 指定生産地域及び指定生産地 (1) 告示1の指定生産地域とは、次の地域とされている。 ア ダニーディン(Dunedin)市 イ 以下の地域自治体の区域 クルーサ(Clutha)、クイーンズタウンレイクス(Queens Town / Lakes)、セントラルオタゴ(Central Otago)、ワイタキ(Waitaki) ウ ネピア(Napier)市 エ 以下の地域自治体の区域 セントラルホークスベイ(Central Hawke's Bay)、ヘイスティングス(Hastings)、マールボロ(Marlborough)、ワイロア(Wairoa) (2) 告示1の指定生産地は、ニュージーランド植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式1によりニュージーランド植物防疫機関により、<u>(1)のア及びイの地域については毎年10月31日までに、(1)のウ及びエの地域については毎年9月30日までに日本国植物防疫機関あてに通知されるものとされている。</u></p> <p>2 こん包施設 告示5のこん包施設は、ニュージーランド植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式2によりニュージーランド植物防疫機関により、<u>日本国植物防疫機関あてに通知されるものとされている。</u></p> <p>3 指定生産地における調査 告示2の指定生産地における調査は、次により行うものとされている。 (1) <u>トラップ調査</u> ア <u>調査対象はコドリングアとし、1の(1)のア及びイの地域における調査期間は11月1日からさくらんぼの収穫が終了するまでの間、1の(1)のウ及びエの地域における調査期間は10月1日からさくらんぼの収穫が終了するまでの間とする</u> こと。 イ・ウ (略) (2) (略)</p> | <p>1 指定生産地域及び指定生産地 (1) 告示1の指定生産地域とは、次の地域とされた。 ア ダニーディン(Dunedin)市 イ 以下の地域自治体の区域 クルーサ(Clutha)、クイーンズタウンレイクス(Queens Town / Lakes)、セントラルオタゴ(Central Otago)、ワイタキ(Waitaki)</p> <p>(2) 告示1の指定生産地は、ニュージーランド植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式1によりニュージーランド植物防疫機関により、<u>毎年10月31日までに植物防疫官あてに通知されるものとされた。</u></p> <p>2 こん包施設 告示5のこん包施設は、ニュージーランド植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しの都度、別記様式2により<u>植物防疫官あてに通知されるものとされた。</u></p> <p>3 指定生産地における調査 告示2の指定生産地における調査は、次により行うものとされた。 (1) <u>トラップ調査</u> ア <u>調査対象はコドリングアとし、調査期間は11月1日からさくらんぼ収穫終了までとすること。</u></p> <p>イ・ウ (略) (2) (略)</p> |

- 4 指定生産地における調査の結果の記録、保管及び報告
(1) 3の(1)及び(2)の調査の結果は、ニュージーランド植物防疫機関が別記様式3及び4により記録し、保管するものとされている。
(2) 3の(1)及び(2)の調査の結果は、ニュージーランド植物防疫機関が輸出期間終了後に別記様式3及び4の内容をとりまとめの上、日本国植物防疫機関に報告するものとされている。

5 調査及び検査の確認
植物防疫官は、ニュージーランド植物防疫機関と共同して、毎年1回以上さくらんぼ生果実の輸出期間中に告示6の調査及び検査の確認を行うものとする。

6 コドリングアの発見に伴う措置

- (1) トラップ調査
3の(1)の調査の結果、指定生産地ごとに、調査により捕獲されたコドリングアのトラップ1個当たりの誘殺虫数がトラップの平均で1週間当たり15頭を超えた場合は、日本国植物防疫機関に通報を行うとともに、当該指定生産地の日本向けさくらんぼ生果実の輸出を停止するものとされている。
(2) 生果実調査
3の(2)の調査の結果、コドリングアが発見された場合は、日本国植物防疫機関に通報を行うとともに、日本向けさくらんぼ生果実の全荷口の輸出を停止するものとされている。

7 輸出検査

- (1) 告示4の(1)の検査は、こん包施設に搬入され、選別が終了した生果実を荷口ごとに600個以上抽出して肉眼検査を行い、検査有害動植物、特にコドリングアがないことを確認することにより行うものとする。
(2) (1)の検査の結果は、ニュージーランド植物防疫機関が記録し、保管するものとされている。
(3) (1)の検査の結果、コドリングアが発見された場合は、日本国植物防疫機関に通報を行うとともに、日本向けさくらんぼ生果実の全荷口の輸出を停止するものとされている。

8 表示
告示8の表示は、次の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

CLEARED BY NZ MAF
FOR JAPAN

9 輸入検査

- 4 指定生産地における調査の結果の記録、保管及び報告
(1) 3の(1)及び(2)の調査の結果は、ニュージーランド植物防疫機関が別記様式3及び4により記録し、保管するものとされた。
(2) 3の(1)及び(2)の調査の結果は、ニュージーランド植物防疫機関が輸出期間終了後に別記様式3及び4の内容をとりまとめの上、日本国植物防疫機関に報告するものとされた。

5 トラップ調査及び生果実調査の確認
告示7の確認は、ニュージーランド植物防疫機関と共同して、毎年1回以上さくらんぼ生果実の輸出期間中に行うこと。

6 コドリングアの発見に伴う措置

- (1) トラップ調査
3の(1)の調査の結果、指定生産地ごとに、調査により捕獲されたコドリングアのトラップ一つ当たりの誘殺虫数がトラップの平均で1週間当たり15頭を超えた場合は、日本国植物防疫機関に通報を行うとともに、当該指定生産地の日本向けさくらんぼ生果実の輸出は停止される。
(2) 生果実調査
3の(2)の調査の結果、コドリングアが発見された場合は、日本国植物防疫機関に通報を行うとともに、日本向けさくらんぼ生果実の全荷口の輸出は停止される。

7 輸出検査

- (1) 告示4の(1)の検査は、こん包施設に搬入され、選別が終了した生果実を荷口ごとに600個以上肉眼検査を行い、検査有害動植物、特にコドリングアがないことを確認することにより行うものとする。
(2) (1)の検査の結果は、ニュージーランド植物防疫機関が記録し、保管するものとされた。
(3) (1)の検査の結果、コドリングアが発見された場合は、日本国植物防疫機関に通報を行うとともに、日本向けさくらんぼ生果実の全荷口の輸出は停止される。

8 表示
告示8の表示は、次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

CLEARED BY NZ MAF
FOR JAPAN

9 輸入検査

- (1) 植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。
- (2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、こん包が破損若しくは開扉されている場合、告示7の封印のない場合又は告示8の表示がなされていない場合は、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。
- (3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手續及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。
- (4) 植物防疫官は、コドリングが発見された場合には、次の措置を講ずるものとする。
 - ア コドリングが発見された荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。
 - イ (略)

- (1) 輸入検査は、輸入港において、当該生果実及び当該生果実に添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。
- (2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、こん包が破損若しくは開扉されている場合、告示7の封印のない場合又は告示8の表示がなされていない場合は、当該生果実の廃棄又は返送を命じるものとする。
- (3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手續及び方法は、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。
- (4) コドリングが発見された場合には、次により措置するものとする。
 - ア 当該生果実を含む荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
 - イ (略)